2017 年 11 月

受益者の皆様へ

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

「ユナイテッド･マルチ･マネージャー･ファンド１　(愛称:フルーツ王国)」の
信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では追加型証券投資信託「ユナイテッド･マルチ･マネージャー･ファンド１（愛称:フルーツ王国)」（以下「当ファンド」といいます。）の委託者を変更することを目的とする信託約款の変更（以下、「約款変更」といいます。）を予定しております。

つきましては、信託約款の規定に基づき、2018 年 1 月 22 日をもって、約款変更をさせていただくための手続を下記の通り行うこととなりましたので、お知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

１．予定している約款変更の内容および変更理由

当社（日本アジア・アセット・マネジメント株式会社）は、当ファンドの委託者を当社からファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「ファイブスター社」といいます。）に変更するため、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う予定です。

当社は、設定した投資信託におけるデューディリジェンスおよびモニタリング等の機能を高め、より強固な業務運営態勢を構築するため、運用商品ラインアップの絞り込みを行っております。当ファンドにおいては、投資信託約款の「信託契約の解約」条項に定められた受益権口数を下回っているものの、基準価額の水準および販売会社からの要望等を勘案し、当ファンドの運用を継続することといたしました。

当ファンドの運用を継続するに際して、当社とファイブスター社は、当ファンドの信託約款に関する委託者業務をファイブスター社へ引き継ぐことで合意いたしました。ファイブスター社は、日本株のロング・ショート戦略等のオルタナティブ投資やアジア株投資等を得意とする独立系の運用会社であり、各ファンドの特色であるアセット・アロケーション戦略に精通し、各ファンドの主要投資対象である絶対収益追求型ファンドの運用・リサーチに関して優れた運用体制を有しているため、当社は、委託者業務をファ

イブスター社へ引き継ぐことが当ファンドの受益者の利益に資すると判断いたしました。
なお、約款変更は、当ファンドの商品性そのものに変更を加えるものではございません。
※約款変更に関する詳細は、後掲「信託約款の新旧対照表（案)」をご参照ください。

本件につきましては、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 12 月 15 日法律第 109 号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年 6 月 4 日法律第 198 号）第 30 条に定める、変更の内容が重大なものに該当するものとして、異議申立て期間を設定いたします。同法の規定に基づき、受益者の受益権口数の２分の 1 を超える異議申し立てがなかった場合にのみ、約款変更を行います。

＜ご参考：ファイブスター投信投資顧問株式会社について＞

2009 年 4 月 1 日に株式会社ファイブスター投資顧問として設立され、2013 年 8 月 8 日にファイブスター投信投資顧問株式会社へ商号変更、(1) 投資運用業（投資信託委託業、投資一任業）に係る業務、(2) 投資助言・代理業に係る業務を行っています。

・ファイブスター投信投資顧問株式会社の概要（2017 年 7 月末現在）

所　在　地	：	東京都中央区入船 1-2-9　八丁堀 MF ビル 8 階
登 録 番 号	：	関東財務局長（金商）第 2266 号
設 立 年 月 日	：	2009 年 4 月 1 日
資　本　金	：	2 億 1,175 万円
受託資産残高	：	227 億 1,383 万円
事 業 内 容	：	投資運用業（投資信託委託業、投資一任業） 投資助言・代理業
加 入 協 会	：	一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

２．約款変更に係る手続きおよび日程

①法定（電子）公告	2017 年 11 月 6 日		
②受益者の確定	2017 年 11 月 6 日		
③異議申立期間	2017 年 11 月 6 日	～	2017 年 12 月 7 日
④買取請求期間	2017 年 12 月 11 日	～	2017 年 12 月 29 日
⑤約款変更予定日	2018 年 1 月 22 日		

・ 本ファンドの約款変更は、異議をお申立ての受益者の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときに行います。2 分の 1 を超えた場合は、約款変更は行いません。なお、約款変更を行わない場合は、その旨を異議申立期間終了後、速やかに当社ホームページにて公告いたします。
・ 約款変更が行われる場合、異議を申し立てられた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細は「４．異議を申し立てられた受益者の買取請求手続きについて」をご参照下さい。
・ 約款変更が行われる日は、2018 年 1 月 22 日を予定しています。
・ 異議申立期間中でも、通常通りご解約のお申込みは受付けます。

３．異議申立ての方法

予定しております約款変更に対して異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、2017 年 12 月 7 日までに当社まで異議をお申立下さい（2017 年 12 月 7 日当社到着分まで有効）。

約款変更にご同意頂ける場合は、特段のお手続きは必要ありません。

［送付先］
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 12-7　日本橋小網ビル
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社　営業部　異議申立窓口 宛

［ご記入頂く内容］
① ファンド名：ユナイテッド･マルチ･マネージャー･ファンド 1（愛称:フルーツ王国）
② ご住所：販売会社にお届けのご住所
③ お名前：自署。販売会社へのお届け印捺印
④ 電話番号：日中に連絡が可能な先
⑤ 2017 年 11 月 6 日現在の保有口数：〇〇口と正確にご記入下さい。
⑥ 取引販売会社･取引店名、口座番号：
⑦ 約款変更に反対する旨：

（ご注意）
※ 複数口座をお持ちの方は、口座ごとに保有口数をご記入下さい。
※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立を受付できない場合があります。
※ 異議を申し立てられた受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。その際に、必要となる場合、マイナンバー等のご本人確認のための書類をご提出頂くことがあります。

４．異議を申し立てられた受益者の買取請求手続きについて

約款変更に異議を申し立てられた受益者は、2017 年 12 月 11 日から 2017 年 12 月 29 日までの期間に、ご自身に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対し、投資信託財産の買取請求を行うことができます。約款変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、約款変更に異議を申し立てられた受益者の皆様にあらためてご案内させていただきます。

約款変更に異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

買取請求の手続きの詳細は以下の通りです。

（詳細）

- 買取請求は、約款変更に異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対し一定期間に限り行うことができるもので、販売会社に対する通常の買取請求とは異なります。
- 買取の価額は、当該受益者が享受すべき公正な価額（受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額）となります。
- 買取代金については、当該受益者が指定する銀行口座に受託銀行より振込みます。
- なお、当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）は当該受益者負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のような手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金の支払いには、通常の解約請求よりも日数を要することがあります。
- 異議申立期間中、買取請求期間中のいずれも、約款変更に異議を申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通り、解約の申込みを受付けますが、ご自身の受益権について、買取請求を行った場合は、解約の申込みができなくなりますので、予めご注意下さい。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
「約款変更についての窓口」　電話：03-6892-7150
（受付時間：　委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで）

以上

（個人情報の取り扱いについて）

異議申立てに際して、受益者の方が当社（委託会社）、販売会社、受託銀行にご提出される個人情報は、信託約款の変更に係る異議申立ての受益権口数の管理及び買取請求の手続きを利用目的とし、それ以外の目的に使用することはありません。個人情報は、当社個人情報保護規程に従って厳格な管理を行います。

＜ご参考＞

信託約款の新旧対照表（案）

新	旧
追加型証券投資信託 ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド１ 約 款 【信託の種類、委託者および受託者】 第1条　この信託は、証券投資信託であり、**ファイブスター投信投資顧問株式会社**を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 （略）	追加型証券投資信託 ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド１ 約 款 【信託の種類、委託者および受託者】 第1条　この信託は、証券投資信託であり、**日本アジア・アセット・マネジメント株式会社**を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 （略）

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
「約款変更についての窓口」　電話：03-6892-7150
（受付時間： 委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで）

以上

IT200001LT171005bC